

大津市指令産観第6号

住所又は所在地 大津市雄琴六丁目1番6号
団体名及び屋号 びわこ緑水亭
代表者名 代表取締役 金子憲之様

大津市雄琴温泉供給条例（昭和34年条例第26号）（以下「条例」という。）第8条の規定による雄琴温泉の供給については、第9条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和4年3月31日

大津市長 佐藤 健



- 1 温泉は1か月について、4,000立方メートルまでを限度として供給する。
- 2 温泉の許可供給場所は、大津市雄琴六丁目1番6号とする。
- 3 使用料算定の基礎となる使用量の検針は、市において行う。
- 4 給水装置の流量計口径は、50ミリとする。
- 5 温泉使用者がメーター及び温泉の使用料を3か月以上滞納したときは、市において、その使用料を完納するまで温泉の供給を停止することができる。なお、この場合において温泉使用者に損害が生じて市は賠償の責任を負わない。
- 6 温泉使用者が次の各号の1に該当する場合には、許可の取消をすることができる。なお、この場合において温泉使用者に損害が生じて市は賠償の責任を負わない。
 - (1) 浴用以外に温泉を使用したとき。
 - (2) 条例第15条の供給停止処分中にもかかわらず止水栓を開栓したとき。
 - (3) 許可なくして新設、増設を行ったとき。
 - (4) その他許可条件に違反したとき。
- 7 温泉の使用期限を終了し、又は取消処分をした場合は、温泉使用者はその負担において直ちに市と立会いのうえ、引込装置を完全に切断する。
- 8 温泉使用者は、この許可によって得られた権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。
- 9 この許可に係る温泉の使用期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。
なお、引き続き使用を希望する者は、期間満了前に継続申請をすること。
- 10 前各項（条件）に定めるもののほか必要事項については市において定める。
- 11 温泉の湧出量増減その他の事由により許可条件を変更し、その制限を一部解除し、又は新たに付することがある。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算

して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。